

### 三 一般海域に関する許認可事務

一般海域の占用許可については、次に掲げる基準をすべて満たしていること。

- (1) 港湾計画上支障がないこと。
- (2) 港湾施設又は海岸保全施設の維持及び整備に支障を与えないこと。
- (3) 施設等を設置する場合は、その構造が安全であること。
- (4) 土砂採取、危険物の設置等他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該規制に従うこと。
- (5) 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。
- (6) 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。
- (7) 環境を悪化させるおそれがないこと。
- (8) 港湾、海岸、周辺海域等の管理上支障がないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、著しく公益に反しないこと。

#### 標準処理期間

20日(なお、港湾施設等への影響を審査する場合又は関係部局の意見照会が必要な場合等はこれ以上の日数となる場合があります。)